

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会行政文書管理規程（令和4年岩手県教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課等 第23条第4項及び第5項を除き、本庁の室及び課をいう。</p> <p>(4) 課長等 第6条第1項及び第39条第3項を除き、本庁の室長及び総括課長をいう。</p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>(文書管理主任)</p> <p>第6条 課等及び出先機関に、文書管理主任を置き、本庁にあっては課等の総務を担当する教育企画推進監、課長又は担当課長、出先機関にあっては当該出先機関の総務を担当する課長等をもって充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(行政文書の施行者名)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特に必要な場合は、行政文書の施行者名は、教育局長名、教育企画推進監名、学校教育企画監名、課長名又は担当課長名とすることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第1（第29条関係）</p> <p style="text-align: center;">文書記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">本庁</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習文化財課</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>		区 分	記 号	本庁	[略]		生涯学習文化財課	[略]	[略]			<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課等 第23条第4項及び第5項を除き、本庁の室及び課並びに<u>サービス管理監の担当区分</u>をいう。</p> <p>(4) 課長等 第6条第1項及び第39条第3項を除き、本庁の<u>首席サービス管理監</u>、室長及び総括課長をいう。</p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>(文書管理主任)</p> <p>第6条 課等及び出先機関に、文書管理主任を置き、本庁にあっては課等の総務を担当する教育企画推進監、<u>サービス管理監</u>、課長又は担当課長、出先機関にあっては当該出先機関の総務を担当する課長等をもって充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(行政文書の施行者名)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特に必要な場合は、行政文書の施行者名は、教育局長名、教育企画推進監名、学校教育企画監名、<u>サービス管理監名</u>、課長名又は担当課長名とすることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第1（第29条関係）</p> <p style="text-align: center;">文書記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">本庁</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習文化財課</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス管理監</td> <td style="text-align: center;">教服</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>		区 分	記 号	本庁	[略]		生涯学習文化財課	[略]	サービス管理監	教服	[略]		
	区 分	記 号																							
本庁	[略]																								
	生涯学習文化財課	[略]																							
[略]																									
	区 分	記 号																							
本庁	[略]																								
	生涯学習文化財課	[略]																							
	サービス管理監	教服																							
[略]																									

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。